

各 位

会 社 名 株式会社ユニバーサルエンターテインメント
代 表 者 名 代表取締役社長 富士本 淳
(東証スタンダード・コード 6425)
問 合 せ 先 執行役員 経営企画室長 竹内 東司
電 話 番 号 03-5530-3055 (代表)

2022年12月期第2四半期報告書の提出期限延長申請に係る承認のお知らせ

当社は、2022年8月15日付で、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に規定する四半期報告書の提出期限に係る承認申請書に係る承認を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 対象となる四半期報告書
2022年12月期第2四半期報告書（自2022年4月1日 至2022年6月30日）
2. 延長前の提出期限
2022年8月15日（月）
3. 延長後の提出期限
2022年11月14日（月）
4. 延長期間の主な理由

2022年7月12日付「TRLEI 四半期実績開示の延期に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、TRLEI は、2022年5月2日にフィリピン最高裁に再審理を申し立てましたが、今般その結果が判明しました。それによると最高裁判所は、TRLEI の議決権の所有に関する証拠書類が下級審では提出されていなかったため、当該事件を高等裁判所にいったん差戻し、高等裁判所が TRLEI の議決権所有に関する証拠書類を確認し、TRLEI の議決権所有に関する事実認定を行うこととなりました。高等裁判所は、TRLEI から提出された証拠書類が公証化及びアポストイーユ⁽¹⁾されていることとそれらの内容を確認し、TRLEI の議決権が誰またはどの企業が保有するのかという作業（事実認定）を行います。その事実認定後、高等裁判所は、その事実認定の結果を最高裁判所に戻し、最高裁判所でその事実認定された証拠書類に基づき判決等を交付することになります。高等裁判所は、今後30日以内に事実認定を終了し、事実認定結果を最高裁判所に戻します。そこから最高裁判所でさらに1ヵ月程度の審議後、判決等の交付になります。

上記のことを前提に TRLEI の財務諸表、連結キャッシュ・フロー計算書等の作成に要する期間、監査法人による監査期間などを考慮して四半期報告書の提出を2022年11月14日とするものです。

(1) アポストイーユとは、日本の市役所、区役所、法務局などの官公庁が発行した証明書が、確かに日本の官公庁により発行された本物であると日本の外務省が確認するもので、そのアポストイーユの取扱窓口は、公証人役場で公証人の認証時にアポストイーユを取得できます。

5. 今後の見通し

当社は、延長後の提出期限である 2022 年 11 月 14 日までに、2022 年 12 月期第 2 四半期報告書の提出及び 2022 年 12 月期第 2 四半期決算短信の公表を行う予定です。

株主・投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様にはご迷惑とご心配をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上